

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第385号)

平成17年7月8日

横情審答申第385号

平成17年7月8日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成15年6月13日都北開第60号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「「横浜北部新都市第一地区、第二地区土地区画整理事業の施行に伴う宅
地等の造成工事の協議等に関する協定」のうち確認事項第5に記載された
「た227 - 73（昭和49年8月20日付文書）」の非開示決定に対する異議申立
てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜北部新都市第一地区、第二地区土地区画整理事業の施行に伴う宅地等の造成工事の協議等に関する協定」のうち確認事項第5に記載された「た227-73（昭和49年8月20日付文書）」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜北部新都市第一地区、第二地区土地区画整理事業の施行に伴う宅地等の造成工事の協議等に関する協定」のうち確認事項第5に記載された「た227-73（昭和49年8月20日付文書）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成15年3月3日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件申立文書は、永年保存の取扱いをしていた第1種の文書名を記録した「横浜市公文書目録第1種・（緑政局・都市計画局・道路局）昭和63年4月」に登録されていないため、第2種（10年保存）以下の文書として取り扱われており、文書の保存期間10年を経過しているため、すでに廃棄されているものである。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分の取り消しを求める。
- (2) 文書保存年限は10年とされているが、請求文書の保存年限は永年であり、その理由は以下の点等による。

ア 横浜北部新都市第一地区、第二地区土地区画整理事業の施行に伴う宅地等の造成工事の協議等に関する協定（以下「造成協定」という。）とは、造成工事の協議事項（協議成立事項）を示したものであり、民間で言う申請（許可を受けた宅造工事

の基本)にあたる。

イ 造成協定を開示した担当者も「これがいちばんの大もと」と説明した通り、港北ニュータウンの宅地造成工事に関する基本的事項が示されており、許可条件(工事の安全を図るためのもの)等にあたるものである。

ウ 確認事項とは造成協定の確認書であり、造成協定とは申請図書の一部である。すなわち全体協議その2(第52規1134号の協議申出書)に対して、横浜市が審査を行ったものが審査調書であるが、この審査調書には許可条件として、造成協定を遵守することが明記されている。

本来ならば個々の宅地・道路等の公共施設・宅造工事の手続き等細部に至るまで具体的に最終形の設計図等を提出して許可を得るべきところ港北ニュータウンでは協定等により「このようなやり方で宅地工事を行います。個々の宅地等についてはこのような手続きで改めて協議します。」としたために審査をクリアして、協議成立(許可)を得たのである。

故に造成協定も申請図書であり、永年保存文書である。

エ 実施機関は「公文書目録にない」ことを理由にしているが、永年保存文書である全体協議その2(第52規1134号)すらないのであり、市民としてはその理由を知りたい。

なお、申立人は10年保存文書の公文書目録のコピーを持っているが、もちろん、そこにも協定要領等の記載はない。

オ 同じ港北ニュータウンの中央地区の協定・要領は永年保存である。申立人は、「港北ニュータウン中央地区土地区画整理事業の施行に伴う公共施設等の設置に関する協定及び要領について」(平成10年3月4日起案。第1種永年保存。以下「中央地区の協定・要領」という。)の伺表紙を添付している。

カ 文書分類表(表第2 都港建 都市計画局港北ニュータウン建設事務所)を見ても、いったいどこに協定・要領が入るのかわからない。

キ 百歩譲って10年保存としても、港北ニュータウンの事業完了からまだ10年は経っていないので、廃棄はあり得ない。

作成時から数えて10年とすれば昭和62年に廃棄されたことになり、昭和62年以降の宅造工事はどのようにして行ったのか。

その後の10年間は、造成協定や宅造要領なしで工事を行ったことになり「造成協定の遵守」などなしえない。

5 審査会の判断

(1) 港北ニュータウン事業について

港北ニュータウン事業は、住宅・都市整備公団（当時。現在は、独立行政法人都市再生機構。以下「公団」という。）施行による土地区画整理事業で、宅地を整備するための宅地造成工事についても、公団が施行している。

横浜市は、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「宅造法」という。）第 11 条に基づく公団からの宅地造成工事に関する協議の申出（昭和 53 年 9 月 30 日協議成立）を受け、同法に基づき宅地造成工事に関する審査・検査業務を行い、平成 9 年 3 月 31 日にすべて完了している。

全体協議の成立時期等は、以下のとおりである。

ア 全体協議その 1（一次造成工事、「土工事」）

第 48 規 1116 号（第一地区）、第 48 規 1117 号（第二地区）

申 請 昭和 48 年 7 月 27 日

協議成立 昭和 52 年 3 月 31 日

イ 全体協議その 2（二次造成工事）

第 52 規 1133 号（第一地区）、第 52 規 1134 号（第二地区）

申 請 昭和 52 年 10 月 5 日

協議成立 昭和 53 年 9 月 30 日

検査済証 最終交付日 平成 9 年 3 月 31 日

(2) 本件申立文書について

造成協定締結時に確認された内容が確認事項として定められており、確認事項の 5 に「既成立工区のうち、二次造成を含む協議が成立している工区の二次造成に関しては、全体協議（その 2）の成立以前においても、部分協議成立の条件及び「た 227 - 73（昭和 49 年 8 月 20 日付文書）」に従い、造成協定第 6 条（造成工事の着手）に準じて、市関係局と設計協議のうえ、着工同意を得て工事に着手できるものとする。」と規定されている。

申立人は、確認事項の 5 に記載されている「た 227 - 73（昭和 49 年 8 月 20 日付文書）」を本件申立文書として開示請求しているものである。

確認事項の 5 は、港北ニュータウン全体にわたる宅造法に基づく協議の申出である全体協議その 2 が成立する前であっても、既成立工区（工事用道路築造整備等のための部分協議成立工区）の工事については、部分協議成立の条件及び本件申立文書に従

い、着手できることを規定したもので、全体協議その2が成立する昭和53年9月30日までの取扱いを定めたものである。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書は第2種（10年保存）以下の文書として取り扱われており、文書の保存期間10年を経過しているため、既に廃棄されているとしている。それに対して申立人は、造成協定は宅造法第11条に規定する協議書に該当する文書であり、そこに記載されている内容が宅造法第8条第3項に規定する許可条件に当たるため、造成協定は宅造申請図書そのものであり永年保存文書であると主張している。そして、本件申立文書が記載された確認事項は造成協定の確認書であるので、確認事項及び本件申立文書も永年保存文書であると主張している。

イ 当審査会では、この点について確認するため、平成17年3月11日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 宅造法第11条に基づく協議成立は、第52規1133号（第一地区）及び第52規1134号（第二地区）の協議申出書に基づくものであり、宅造法第8条第3項に規定する許可条件は当該協議成立時に付す条件（以下「協議成立条件」という。）が当たり、これらの文書については建築局（当時。現在は、まちづくり調整局）が永年保存文書としてマイクロフィルムにより保管している。ところが、造成協定は宅造法第11条の協議の対象とならない事項をも定めており、宅造法第11条に基づく協議申出書とは別文書である。

造成協定の内容が許可条件に当たるとの申立人の指摘については、協議成立条件の12に「造成協定を遵守すること」と記載されていることから、造成協定が協議成立条件（許可条件）として付されていることは否定できないが、だからと言って造成協定が当然に宅造協議申出書の一部として位置づけられることになるというものではない。したがって、協議申出書が永年保存文書であるからといって造成協定が永年保存文書でなければならないということではない。

(イ) 本件申立文書は第2種（10年保存）以下の文書として取り扱われており、文書の保存期間10年を経過しているため、既に廃棄されている。また、確認事項の5は全体協議その2が成立する昭和53年9月30日までの取扱いを定めたものであるため、本件申立文書は全体協議その2の成立後であれば廃棄されたとしても不都合は生じない。

(ウ) 港北ニュータウンの中央地区の協定・要領については、中央地区は宅造法の規制区域外にあるため宅造法に基づく協議が行われず、そのため当該協定及び要領が本市と公団の約束事を担保する手段として特に重要な文書であるため、永年保存としたものである。

(I) 本件申立文書が 10 年保存文書としても、作成時から数えて 10 年とすれば昭和 62 年に廃棄されたことになり、昭和 62 年以降の宅造工事はどのようにして行ったのか、その後の 10 年間の造成工事は、造成協定や宅造要領なしで行ったのかとの申立人の主張については、造成協定及び確認事項の写しは保管されており、協議成立条件を遵守して工事は施行された。

ウ 当審査会としては、前記イの実施機関の説明を踏まえ、以下検討する。

造成協定が協議申請書の一部ではないとする実施機関の説明は理解できるものの、造成協定が協議成立条件になっていることについては実施機関も認めるところであり、その意味で実施機関も造成協定及び確認事項を重要な文書ととらえ、写しを保管しているものと思われる。

このように考えると、本件申立文書は、造成協定及び確認事項の一内容となっているのであるから、造成協定及び確認事項に準じた取扱いをしておくことが望ましかったと考えられる。

しかしながら、本件申立文書は、造成協定及び確認事項とは明らかに別文書である。このため、確認事項の 5 が全体協議その 2 の成立する昭和 53 年 9 月 30 日までの取扱いを定めたものであり、本件申立文書は全体協議その 2 の成立後であれば廃棄されたとしても不都合は生じない文書であるとする実施機関の主張も理解できないわけではなく、実施機関が本件申立文書を 10 年保存文書として既に廃棄したことについては、不合理であるとまでは言えず、また、本件申立文書が確認事項と同様に写し等の形で存在するとの確証を得ることはできなかった。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を既に廃棄したとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年6月13日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成15年6月20日 (第14回第一部会) 平成15年6月27日 (第14回第二部会)	・諮問の報告
平成16年3月19日 (第284回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年2月25日 (第57回第二部会)	・審議
平成17年3月11日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年3月11日 (第58回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成17年3月25日 (第59回第二部会)	・審議
平成17年4月8日 (第60回第二部会)	・審議
平成17年4月22日 (第61回第二部会)	・審議
平成17年5月13日 (第62回第二部会)	・審議
平成17年5月27日 (第63回第二部会)	・審議